

工事検査における指摘事項等について

令和元年度

令和元年度工事検査における受注者に対する主な指摘事項は、次のとおりです。今後の施工管理等の参考にして下さい。

指 摘 事 例

1. 施工計画書関係

(1) 施工計画書について

- ① 施工計画書を作成するにあたり、現場条件や施工規模に適した施工計画を立案すること。また、施工計画書の記載事項は確実に実施すること。
- ② 下水道管布設工事において、施工内容にある主要な工種について施工方法、管理基準の記載がないものがあつた。工事内容をよく確認して施工計画書を作成すること。
- ③ ボックスカルバート接続において連結トルクと緊張力の基準値が施工計画書に示されていたが、実施では異なる値で管理されていた。工事目的物の重要な管理項目であり基準値が変わる場合、変更施工計画書を提出すること。
- ④ 下水道管布設工事において、当初開削工事で予定していたものを推進工事に変更していたが、開削工事の管理項目がそのまま記載されていた。変更内容に適した管理項目を記載し提出すること。

2. 施工体制関係

(1) 施工体制台帳について

- ① 施工体制台帳は下請金額の総額にかかわらず、建設業者が公共工事を発注者から直接請け負う場合、作成することが義務付けられているため、作成し提出すること。
- ② 下請工事の工期を延伸した場合、下請契約書の工期を変更したものを施工体制台帳に添付すること。
- ③ 施工体制台帳に下請契約の約款、内訳書（工種、金額の分かるもの）の写しを添付すること。また、変更契約を行った場合も同様に添付すること。
- ④ 下水道管渠布設工事において、推進工事の経費の割合が全体の二分の一以上となっている場合は、専門技術者として推進工事技士を専任配置すること。

- ⑤ 下水道圧送管（ポリエチレン管）布設において、施工条件書に従いポリエチレン管の布設には技能者を配置すること。

（2）施工体制について

- ① 作業主任者の掲示については、労働安全衛生法 第14条（作業主任者）、労働安全衛生規則 第18条（作業主任者の氏名等の周知）、労働安全衛生法施行令 第6条（作業主任者の選任すべき作業）に従い、作業場の見やすい場所に作業主任者の掲示をすること。
- ② 現場に掲げる標識については、建設業法、労働者災害補償保険法、労働安全衛生法等で掲示場所・標識寸法等が決められており、その基準で掲示を行うこと。

（3）コリンズの変更登録について

工期変更の際、指示事項（工事）に従って、10日以内（土日・祝日を除く）に変更登録データを提出すること。

3. 工事材料関係

（1）工事材料使用承諾願について

当初提出の工事材料使用承諾願に変更が生じた場合は、適時、変更書類の提出を行うこと。

4. 施工関係

（1）水道管布設工事の施工図（管割図）について

施工条件の変更に伴い管割図を変更する場合、設計水圧を確認し一体化長さの検討を行うこと。

（2）契約工程表について

契約工程表が契約締結後5日以内に提出されていなかったため、公共工事請負契約約款に従い5日以内に提出すること。変更時も同様に提出すること。

（3）残土処理に関する届について

当初、提出された処分場とは異なる場所に処分されていた。変更があった場合速やかに残土処分に関する届を提出すること。

（4）下水道管渠布設工事の施工図について

下水道管渠布設工事においてマンホール間の設計延長が工事打合せ簿を交わすことなく変更され、管理値として竣工図に記載されたものがあつた。設計値を変更する場合は工事打合せ簿を取り交わすこと。

- (5) **上層路盤の密度試験について**
上層路盤の密度試験の基準密度が、工事材料使用承諾願のものと異なっていた。材料の変更があった場合、適切な時期に工事材料使用承諾願を提出すること。
- (6) **鋼材のミルシートとの照合について**
鉄筋、推進用鋼管、鋼製ケーシング式土留め、ライナープレート式土留め等において鋼材のミルシート（鋼材検査証明書）と鋼材表示の番号の照合を行うこと。
- (7) **生コンクリート受け入れについて**
コンクリート納入伝票に納入時刻の発着荷卸し時刻を記載し、練り混ぜから打設完了までの時間の管理を行うこと。
- (8) **提出書類の日付について**
提出書類のうち、日付の記載がないものがあつた。提出する際日付の記入を確認して提出すること。
- (9) **立会確認の手続きについて**
立会確認の書類については、事前に提出するように指導した。
- (10) **下請負人に対する引取検査について**
下請の作業成果を確認し、引取に関することを書面で取り交わすこと。
- (11) **水道配水用ポリエチレン管布設について**
水道配水用ポリエチレン管布設時、床付面に岩石等がでた場合、それを取り除き砂等で置替えを行うこと。
- (12) **雨水渠の高さ管理について**
雨水渠布設工事において、構造物（ボックスカルバート）の高さ管理がされていなかった。施工計画書に従い基準高の管理を確実にすること。
- (13) **丁張について**
雨水渠布設工事において、掘削深さ、基礎厚さ、構造物設置位置等の出来形管理に用いる丁張板に設置高さを明記すること。
- (14) **撤去時の施工について**
既設水路（コンクリートヒューム管）を撤去する際、一点吊りで施工した工事があつた。事故防止のため、二点吊りで施工を行うこと。

5. 工事記録写真関係

- (1) **写真の精度について**
推進立坑掘削深の検測において、内部が暗くスタッフの目盛りが読み取れないものがあつた。立坑内部に照明器具を入れるなどしてスタッフの目盛りが読み

取れるようにすること。

(2) 出来形写真について

下水道管開削工事の出来形検測写真において、スタッフの端が土、水の中に隠れて見えないものがあった。出来形写真の目的が果たせるようスタッフの端が見えるように撮影すること。

6. 出来形管理関係

(1) 圧送管について

下水道圧送管布設工事において、丁張を設置し土工、管渠高さ等の管理をすること。

(2) 公共樹の立ち上り部について

小型マンホール・小口径汚水桝において、立上り部の上端（内ふたの上端）から計画地表面までの離れを150mm確保すること。（規格値：+30mm以内）

(3) 管理図について

出来形写真と出来形管理図が整合しないものが多いため、提出する前に出来形写真との整合を確認して提出すること。

7. 安全管理関係

(1) 新規入場者教育について

工事に従事する作業員に対して現場の施工条件に適合した教育を行うこと。

(2) マンホール内の安全管理について

既設マンホール内で作業を行う場合、事前に酸素濃度、硫化水素濃度の確認を行い、作業可能な環境であることを確認すること。

(3) 土留工について

掘削深が1.5mを超える箇所について土留の施工が確認できなかった。建設工事公衆災害防止対策要綱を再確認し施工を行うこと。

8. 建設副産物関係

(1) 再資源化等報告書について

再資源化等報告書の再資源化等が完了した日がマニフェストの最終処分終了日と異なっていた。マニフェストの最終処分終了日を確認して再資源化等報告書に記入すること。

(2) **産業廃棄物収集運搬に係る表示義務について**

産業廃棄物の収集運搬車両には、産業廃棄物収集運搬車両である旨と事業者名、産業廃棄物収集運搬業許可番号（排出事業者が自分で運搬する場合は不要）を表示する義務があるが、工事写真の中でその確認ができなかった。産業廃棄物の運搬車両については、サイドからこの表示が見える写真と、後ろから車両ナンバーが確認できる写真を撮影すること。

(3) **舗装版冷却排水のPH測定について**

舗装版切断時に回収した排水を現場から搬出する場合は、搬出ごとにPHを測定し、結果を写真に記録すること。

(4) **産業廃棄物処理に関する届について**

マニフェストに記載されている収集運搬事業者について産業廃棄物処理に関する届が提出されていないものがあつた。産業廃棄物処理に関する届に処分業許可証、収集運搬許可証等の写しを添付し事前に提出すること。